

岩手県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県収用委員会

会長 野村 弘

岩手県収用委員会規則第 1 号

岩手県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

岩手県収用委員会運営規則（昭和 56 年岩手県収用委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 4 章 [略]</p> <p>第 5 章 職員（第 16 条）</p> <p>第 6 章 公文例式（<u>第 17 条—第 19 条</u>）</p> <p>第 7 章 公告（<u>第 20 条</u>）</p> <p>第 8 章 公印（<u>第 21 条・第 22 条</u>）</p> <p>第 9 章 補則（<u>第 23 条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第 4 章 会長の職務権限 （会長の専決事項）</p> <p>第 15 条 会長は、次に掲げる事項について専決することができる。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） <u>法第 42 条第 1 項（法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により、裁決申請書及びその添付書類の写しを送付し、並びに裁決の申請があった旨の通知をすること。</u></p> <p>（3） <u>法第 42 条第 5 項（法第 47 条の 4 第 2 項（法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により知事が求める書類を送付すること。</u></p> <p>（4） <u>法第 45 条第 1 項（法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により裁決の申請があった旨の通知をすること。</u></p> <p>（5） <u>法第 45 条の 2（法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により、裁決手続の開始を決定した旨を公告し、及び裁決手続開始の登記を嘱託すること。</u></p> <p>（6） <u>法第 46 条第 2 項（法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により審理の期日及び場所を通知すること。</u></p> <p>（7） [略]</p> <p>（8） <u>法第 47 条の 4 第 1 項（法第 138 条第 1 項において準用</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 4 章 [略]</p> <p>第 5 章 <u>事務局（第 16 条・第 17 条）</u></p> <p>第 6 章 公文例式（<u>第 18 条</u>）</p> <p>第 7 章 公告（<u>第 19 条</u>）</p> <p>第 8 章 公印（<u>第 20 条・第 21 条</u>）</p> <p>第 9 章 補則（<u>第 22 条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第 4 章 会長の職務権限 （会長の専決事項）</p> <p>第 15 条 会長は、次に掲げる事項について専決することができる。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） [略]</p>

する場合を含む。)の規定により、明渡裁決の申立てに係る書類の写しを送付し、及び明渡裁決の申立てがあった旨の通知をすること。

(9) 法第 50 条第 4 項 (法第 94 条第 6 項 (法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。)、第 124 条第 3 項 (法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。))において準用する法第 94 条第 6 項及び第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定により和解調書の正本を送達すること。

(10) 法第 65 条第 3 項 (法第 94 条第 6 項 (法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。))、第 124 条第 3 項 (法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。))において準用する法第 94 条第 6 項及び第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証票を交付すること。

(11) 法第 66 条第 3 項 (法第 94 条第 6 項 (法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。))、第 120 条 (法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。))、第 124 条第 3 項 (法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。))において準用する法第 94 条第 6 項及び第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定により裁決書の正本を送達すること。

(12) 法第 94 条第 5 項 (法第 124 条第 2 項 (法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。))及び第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定により審理の期日及び場所を通知すること。

(13) 法第 118 条第 1 項 (法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定により確認申請書の写しを送付すること。

(14) 法第 123 条第 3 項 (法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定により起業者の名称等を通知すること。

(15) 土地収用法施行令 (昭和 26 年政令第 342 号。以下「政令」という。)第 1 条の 9 の規定により裁決手続の開始を決定した旨を通知すること。

(16) 政令第 1 条の 10 の規定により明渡裁決の申立てがあった旨を通知すること。

(17) 政令第 1 条の 14 の規定により同条各号のいずれかに該当する旨を通知すること。

(18) 政令第 5 条第 1 項の規定に基づき公示送達を行い、同条第 2 項の規定により送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付する旨を掲示場に掲示し、県報登載を行い、及び同条第 3 項の規定に基づき公示送達があった旨の掲示を求め、又は官報登載の依頼を行うこと。

(19) 政令第 6 条の 3 第 2 項の規定により代理人の数を制限す

る旨を通知すること。

(20) 土地収用法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号。以下「省令」という。）第 20 条第 1 項の規定により確認証書を交付すること。

(21) 省令第 22 条第 2 項の規定により支払委託書等を送付すること。

(22) 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和 36 年法律第 150 号。以下「特別措置法」という。）第 20 条第 3 項（特別措置法第 45 条において準用する場合を含む。）の規定により裁決の申立てがあった旨を通知すること。

(23) 特別措置法第 20 条第 5 項（特別措置法第 45 条において準用する場合を含む。）の規定により特別措置法第 20 条第 4 項に規定する期間内に裁決をすることができなかった旨の通知をすること。

(24) 特別措置法第 24 条（特別措置法第 45 条において準用する場合を含む。）の規定により意見書を提出すべき旨を命じること。

(25) 特別措置法第 38 条の 2 第 2 項（特別措置法第 45 条において準用する場合を含む。）の規定により裁決を行うべき期日を通知すること。

(26) 特別措置法第 38 条の 2 第 3 項（特別措置法第 45 条において準用する場合を含む。）の規定により事件に係る書類を送付すること。

(27) 特別措置法第 38 条の 2 第 4 項（特別措置法第 45 条において準用する場合を含む。）の規定により、事件を国土交通大臣に送った旨を通知し、及び公告すること。

(28) [略]

(29) [略]

(30) [略]

第 5 章 職員

(職員)

第 16 条 法第 58 条第 3 項の規定に基づき委員会の事務を整理する職員（以下「職員」という。）は、会議に出席し、会長又は審理の指揮を行う指名委員の許可を受けて、事案について説明し、又は意見を述べることができる。

2 職員は、委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事項について専決することができる。

(1) 軽易な照会、回答、報告及び通知に関すること。

(2) 軽易な事実の証明等に関すること。

(3) その他会長が定める事項

(3) 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和 36 年法律第 150 号。以下「特別措置法」という。）第 24 条（特別措置法第 45 条において準用する場合を含む。）の規定により意見書を提出すべき旨を命じること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

第 5 章 事務局

(職員)

第 16 条 事務局の職員は、会議に出席し、会長又は審理の指揮を行う指名委員の許可を受けて、事案について説明し、又は意見を述べることができる。

(事務局長の専決事項)

第 17 条 事務局長は、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 法第 42 条第 1 項 (法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定により、裁決申請書及びその添付書類の写しを送付し、並びに裁決の申請があった旨の通知をすること。
- (2) 法第 42 条第 5 項 (法第 47 条の 4 第 2 項 (法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。) 及び第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定により知事が求める書類を送付すること。
- (3) 法第 45 条第 1 項 (法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定により裁決の申請があった旨の通知をすること。
- (4) 法第 45 条の 2 (法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定により、裁決手続の開始を決定した旨を公告し、及び裁決手続開始の登記を嘱託すること。
- (5) 法第 46 条第 2 項 (法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定により審理の期日及び場所を通知すること。
- (6) 法第 47 条の 4 第 1 項 (法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定により、明渡裁決の申立てに係る書類の写しを送付し、及び明渡裁決の申立てがあった旨の通知をすること。
- (7) 法第 50 条第 4 項 (法第 94 条第 6 項 (法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。)、第 124 条第 3 項 (法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。) において準用する法第 94 条第 6 項及び第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定により和解調書の正本を送達すること。
- (8) 法第 65 条第 3 項 (法第 94 条第 6 項 (法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。)、第 124 条第 3 項 (法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。) において準用する法第 94 条第 6 項及び第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。) に規定する身分を示す証票を交付すること。
- (9) 法第 66 条第 3 項 (法第 94 条第 6 項 (法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。)、第 120 条 (法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。)、第 124 条第 3 項 (法第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。) において準用する法第 94 条第 6 項及び第 138 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定により裁決書の正本を送達すること。
- (10) 法第 94 条第 5 項 (法第 124 条第 2 項 (法第 138 条第 1

項において準用する場合を含む。)及び第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定により審理の期日及び場所を通知すること。

(11) 法第118条第1項(法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定により確認申請書の写しを送付すること。

(12) 法第123条第3項(法第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定により起業者の名称等を通知すること。

(13) 土地収用法施行令(昭和26年政令第342号。以下「政令」という。)第1条の9の規定により裁決手続の開始を決定した旨を通知すること。

(14) 政令第1条の10の規定により明渡裁決の申立てがあった旨を通知すること。

(15) 政令第1条の14の規定により同条各号のいずれかに該当する旨を通知すること。

(16) 政令第5条第1項の規定に基づき公示送達を行い、同条第2項の規定により送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付する旨を掲示場に掲示し、県報掲載を行い、及び同条第3項の規定に基づき公示送達があった旨の掲示を求め、又は官報掲載の依頼を行うこと。

(17) 政令第6条の3第2項の規定により代理人の数を制限する旨を通知すること。

(18) 土地収用法施行規則(昭和26年建設省令第33号。以下「省令」という。)第20条第1項の規定により確認証書を交付すること。

(19) 省令第22条第2項の規定により支払委託書等を送付すること。

(20) 特別措置法第20条第3項(特別措置法第45条において準用する場合を含む。)の規定により裁決の申立てがあった旨を通知すること。

(21) 特別措置法第20条第5項(特別措置法第45条において準用する場合を含む。)の規定により特別措置法第20条第4項に規定する期間内に裁決をすることができなかった旨の通知をすること。

(22) 特別措置法第38条の2第2項(特別措置法第45条において準用する場合を含む。)の規定により裁決を行うべき期日を通知すること。

(23) 特別措置法第38条の2第3項(特別措置法第45条において準用する場合を含む。)の規定により事件に係る書類を送付すること。

(24) 特別措置法第38条の2第4項(特別措置法第45条にお

いて準用する場合を含む。)の規定により、事件を国土交通大臣に送った旨を通知し、及び公告すること。

(25) 軽易な照会、回答、報告及び通知に関すること。

(26) 軽易な事実の証明等に関すること。

(27) その他前各号に準ずる事項

第6章 公文例式

(公文例式)

第18条 [略]

第7章 公告

(公告の方法)

第19条 [略]

第8章 公印

(公印)

第20条 委員会、会長及び指名委員の公印は次のとおりとし、事務局長が管守する。

印刻文字	印材	大きさ(ミリメートル)
岩手県収用委員会 之印	つげ	方36
岩手県収用委員会 会長之印	〃	方24
岩手県収用委員会 指名委員之印	〃	方24

第6章 公文例式

第17条及び第18条 削除

(公文例式)

第19条 [略]

第7章 公告

(公告の方法)

第20条 [略]

第8章 公印

(公印)

第21条 委員会、会長及び指名委員の公印は次のとおりとし、会長が指名する職員が管守する。

之 収 用 委 員 会 印	岩 手 県	印材つげ大きさ方 36ミリメートル
---------------------------------	-------------	----------------------

会 長 之 印	収 用 委 員 会	岩 手 県	印材つげ大きさ方 24ミリメートル
------------------	-----------------------	-------------	----------------------

指 名 委 員 之 印	収 用 委 員 会	岩 手 県	印材つげ大きさ方 24ミリメートル
----------------------------	-----------------------	-------------	----------------------

2 [略]

(印影の印刷)

第22条 公印の印影を印刷しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

第9章 補則

(補則)

2 [略]

(印影の印刷)

第21条 公印の印影を印刷しようとするときは、事務局長の承認を受けなければならない。

第9章 補則

(補則)

第23条 [略]

第22条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。